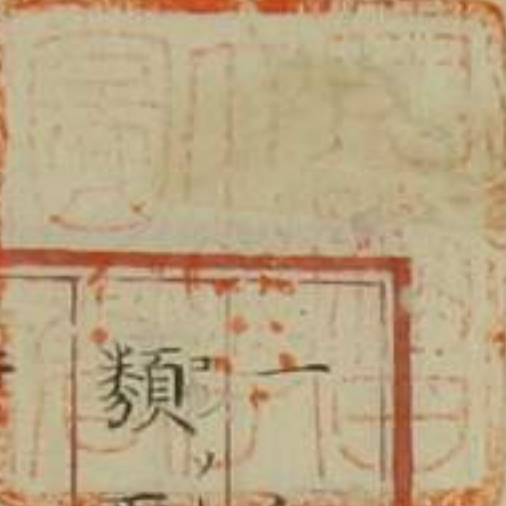


燈臺稅抄譯

51

681





一 千八百七十一年刊行英國燈臺浮標礁標諸稅

類聚一覽表ヨリ抄譯(原名「コンソリテーター」)

ブルス、フラル、ライツ、ブーヨイス、エンド、ヒ

ーコンス、インヌグレートブリテン、エンド、アイ

ルランド、ケアジエール、オン、コーステンク、ウ

エスセルス。英國燈稅條例並燈稅除免例

東海岸部

一 東方海岸ノ燈稅ハ

「フラルン」(第拾九號)ト「ケンテツシ」ノツク

ノ間ニ在ルモノハ出入共全程ニ一度納稅ス

ル事但シ沿海若クハ海外ヲ論セス一通過ノ

船ハ全稅ヲ納ム可シ

海外航程ニ納稅セシ船舶ハ沿海貿易船トシ

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄



テ燈稅ヲ除免セサル事但シ沿海船トシテ納
稅セシモノハ沿海航行歸程ノ節納稅ス可シ
蘇格蘭東岸ノ燈稅ハ「ノールス、アンスト」第壹
号ヨリ「セント、アブス、ヘツド」(第十八号)迄共ニ
通過ノ時毎ニ拂フ可シ
コーケット燈(第二十号) 此燈稅ハ「ウラー、ク、
ウラルス」へ往返スルキハ
每噸 壹邊尼ノ十六分四我即五テ凡ソ
他港へ往返スルキハ
每噸 壹邊尼 十六分壹即ニテ我余

英國海峽部

一英國海峽及「ビシヨツプ、ロツク」ノ燈稅ハ(第
四十一号ヨリ五十八号)迄通航ノ時毎ニ之ヲ

納ム可シ

一セブン、ストン燈(第五十八号)「ビシヨツプ、ロ
ツク」燈

右表ニ掲ケタル稅率ハ「コルシウヲール」海岸
ト「シリ」諸島ノ間ノ線路ヲ航スル船舶ニ計
算セシモノナリ故ニ「シリ」諸島ノ外ヲ航行
スルキハ「セブン、ストン」燈ハ(此場ニ於テ納稅
スルニ及バス)每噸一邊尼ノ十六分一稅率ヨ
リ差引ク可シ又「ビシヨツプ、ロツク」燈ハ(此場
合ニ於テ納稅ス可シ)每船六邊尼ヲ加フ可シ
大西洋「ブリュトル」及「聖得シヨル」
海峽、愛爾蘭海等ノ諸部
一此地方ノ燈稅ハ(第五十九号ヨリ百廿一号)迄

通航ノ都度完納ス可シ
 「カルデー」燈(第六十三号)ハ左ノ如ク納税ス可
 即チ聖得「ゴワン」ヘツドヨリ「ランデー」島
 ノ北端ヘ掛ケテ引キタル假線欲若クハ「ウラ
 ムム」ヘツドヨリ「ランデー」島ノ北端ヘ掛ケテ
 引キタル假線上ヲ通航スル船舶但シ一航海
 ニ右兩假線ヲ通航スル船舶ハ唯一度ノ税ノ
 ミ納ム可シ
 右燈税 毎噸 屯邊尼ノ十六分一即チ餘
 「ブレーク」シ「イ」燈(第六十七号)ハ左ノ如ク納税
 ス可シ
 「ルース」ポイントヨリ「ウラ」レン、ポイントヘ
 掛ケテ引キタルモノ一線

「ラヴラル」ノツクポイントヨリ「ウラ」レン、ポ
 イントヘ掛ケテ引キタルモノ一線(但シ「マイ
 ン」ヘツト「ト」ウ「ア」チ「エ」ツトノ間ニ通航スル船
 舶ハ燈税ヲ納ムルノ限ニ非ス)
 「ラヴ」アルノツクポイントヨリ「ステ」ープ、ホル
 ム「島」ヘ掛ケテ引キタルモノ一線
 右三假線路ノ内一線路ヲ通航スル船舶ハ其
 都度燈税
 毎噸 屯邊尼ノ十六分一即チ餘
 但シ一航海ニ一線路以上通航スル船舶ハ唯
 一度ノ税ノミ納ム可シ
 「カル」デ「ガン」灣燈(第七十七号)ハ左ノ如ク納税
 ス可シ

南方ヨリ航シ「ペムブ」郡ノ「スーラ」
 ブル、ヘット「ヨリ」ウエツクス、ホルド「郡」カホ
 ル、ポイント「ヘ」掛「テ」引キタル線路ヲ横切
 ル船舶但シ愛爾蘭ノ港ヨリカホールポイント
 ト「ト」カルンソール、ポイント「ノ」間ヲ進行スル
 キハ此限ニ非ス
 又「カル」デカン「湾」中ノ港ヨリ出航シ或ハ入港
 スル船舶但シ「スト」ランブル、ヘツド「ト」バード
 セ「島」ノ間ニテ「カル」デカン「湾」中ノ甲港ヨリ
 乙港へ進航スルキハ此限ニ非ス
 右燈税 毎噸 壹邊厄ノ十六分一
即チ凡ソ
一ナ
毛余
 但シ一航海ニ以上ノ線路ヲ横切り或ハ又「カ

ル「デ」ガン「湾」中ノ一港へ入ル船舶ハ右税率ヲ
 以テ惟一度ノ税ヲ納ム可シ
 一「カル」ナルヴラン「湾」燈(第八十四号)ハ左ノ如ク
 納税ス可シ
 「ゴ」ツドリ「ン」グ、バンク「ク」燈船現今ノ位置(北緯五
 十三度四分四十秒西經五度四十五分四十五
 秒)ヨリ一線ハ「ホ」ーリー「ヘ」ツド「島」ノ南端へ截
 ケ一線ハ「カル」ナルヴラン「シ」イル「ル」ノ西端へ
 截ケテ引キタルニ線路ノ内一線ヲ横切ル船
 船
 「カル」ナルヴラン「湾」甲港ヨリ同湾ノ乙港へ
 進航スル船若クハ「メ」ネ「海峡」ヲ通過スル船
 船

右燈キ 每噸 壹邊尼ヲ十六分一即凡モ

「ラクトホルム(第六十八号) 此陸極ト聖得

タグイット、ヘツドトノ間ヲ航スル沿海貿易船ハ(但シ)市船ト獵船ハ此限ニ非ス

一「ブリストル」海峡ノ浮標等ニ付(第六十九号)本

表ニ掲載シタル諸税ハ左ノ振合ヲ以テ之ヲ取扱フ可シ即テ

「ホルムズ」ノ西方へ往返スル船舶或ハ「ホルムズ」ノ東方へ往返スル船舶ハ通航ノ都度

「イルフレコーム」及「ナムブルス」ヘツド(西

方ヨリ東方ノ諸港及ヒ「ホルムズ」諸島ノ西方へ往返スル船舶或ハ右限界内ノ港へ往返スル船舶(但シ)「プリストル」若クハ「ケエツフ

スト」ヨリアツプストルシ航海ニ従事スルモノハ此限ニ非ス(通航ノ都度

每噸 壹邊尼ノ十六分二即凡モ

右稅亭ハ都テ「カーデック」若クハ「ブノジ」ウ

ラトルへ往返スル船舶へ適用ス可シ

一「都伯」ヨリ英國海峡ノ西方欲若クハ全海峡

へ到ル船舶ハ「ミルネヨルド」燈(第七十号)ノ稅ヲ納ルヌ要セス

一「ドロー」ハ往返シ及ヒ其北港へ往返シ或
 又南方ノ諸港へ往返シ或ハ又都伯林へ寄錨
 スル船舶ハ「サウス」タック及ヒ「スカリース」
 燈(第八十七号及第八十八号)ノ税ヲ納ムル
 ニ及ハス但シ右航海中「アングレ」シイ及ヒ「マ
 シ」諸島ヲ通航セサルモノニ限ル
 一又右諸島ヨリ英國海峡ノ西方歟或ハ全海峡
 中へ往返スル船舶ハ「ミル」ラドノ燈税ヲ
 除免ス可シ但シ南方ヨリ北方へ往返スル船
 舶ハ納税スルモ
 一「グラスゴ」ヨリ「コーク」へ到ル船舶及ヒ「ミ
 ニ」及シテ都伯林へ寄錨スル船舶ハ「ミル」ラ
 ルド「サウス」スタック及ヒ「スカリース」燈ノ(第

七十。八十七。及ヒ「十八号」ノ諸税ヲ納ムルニ
 及ハス
 一「スカリース」(第八十八号)ニ付大不列顛「リ」
 プールノ南ニ於テ愛爾蘭へ向ケ石炭ヲ積載
 セタル船舶ハ毎年一航愛爾蘭へ到ル節一度
 又毎年一航全國ヨリ出帆スル節一度納税ス
 可シ
 愛爾蘭南岸及ヒ西岸ノ部
 一此地方ニ在ル燈(第百二十二号ヨリ第百四十
 一号迄)税ハ通航都度之ヲ納ム可シ
 特別航海ノ節「ミ」納ム可キ燈税
 一「ガン」フリート「スウ」ミッドル「マ」プリン。及
 ヒ「マ」ス(東海岸ノ諸燈税)以上ノ振合ヲ以

テ出ノ共全行程ニ壹度之ヲ納ム可シ
 「トング」及ヒ「グラルドル」(プリンセス海峡)ノ燈
 稅ハ通航ノ都度之ヲ納ム可シ又航海中「テム
 ズ」若クハ「マツド」エ「河口中」ノ港へ往返ノ
 沿途「ノールス」フ「ラール」ラ「ンド」ノ近旁欲若ク
 ハ全所ヲ航行スル船舶ハ都テ納稅ス可シ但
 シ「クイン」海峡ノ南方へ向テ諸海峡中ノ一地
 方へ航行スル船舶ハ納稅スルニ及ハス

燈稅除免例

一 女皇陛下ニ屬スル船舶及ヒ廿噸籍以下ノ船
 舶ハ無稅又壓載ノミニテ船貨等無ク又乘客
 モナクメ航海スル船舶ハ總テ無稅
 一 「サウ」ン「デン」グ「ス」測量錙ノ達スル所内ニ於テ
 眞誠ニ漁獵ニ従事スル船舶舟艇ハ無稅又船
 舶及ヒ眞誠ノ漁艇ニシテ其甲板上ニ通常ノ
 漁具ヲ齎ラシ漁獵場ヨリ鹽魚若クハ鮮魚ニ
 拘ハラス港へ之ヲ持来ルトキハ無稅又議院
 ノ法令ニテ定メラル渡船ニ使用スルモノハ
 無稅
 一 惟他船ヲ挽クノミニ使用スル蒸氣挽船ニシ
 テ船中ニ物品乘客ナキハ無稅右馬合ニ

於テ被挽ノ船ヨシ其於テ納ム可シ
一 尤ノ諸表ハ聯合王國ノ甲港ヨリ乙港ヘ到
水程ノ示スモノナリ例外ノ水程ヲ航スル
節ハ收稅官ハ其各燈ヲ通航シ之レカ為メ利
益ヲ受ケシ理由ヲ探討ス可シ 以下變ニ之
ヲ畧ス

一 風雨ノ難ニ因テ其航路ヲ轉シ燈臺ノ近傍ヲ
通過スル船舶又風雨ノ難ヲ避ケテ入港スル
船舶又破損ヲ修復スル為歟或ハ船舶ノ保護
歟若クハ水夫ノ求需ニ欠ク可カラサル需用
品ヲ得ル為メ不列顛若クハ愛爾蘭ノ港人入
航スル船舶但シ船賃ヲ開ク歟或ハ右需用品
ニ非サル他ノ物品ヲ船賃中ニ入レル節歟又

右需用品ヲ得ルニ必要ナル時間ヨリ長ク港
ニ滞在スル歟或ハ右損破修復ニ要スレ時間
ヲ過ス歟或ハ風雨已ニ息ム歟或ハ該船ノ仕
向先ニ聞スル報知ヲ得ルニ要スル時間ヨリ
長ク滞在スル船舶ハ此限ニ非スハ燈稅若ク
ハ其他ノ稅ヲ納ムルニ及ハス
一 聯合王國ノ甲港ニ着シ全港ヨリ全國ノ乙港
ヘ向ケ進航スル海外航ノ船舶ハ指令ヲ請求
スル節ハ此限ニ非ス初着ノ港ニ於テ海外航
燈稅ノ外ニ聯合王國ノ港ヲ往來スル為メ海
外航ノ稅率ヲ以テ海燈稅ヲ納ム可シ
一 尤ノ諸表ニ於テ海燈稅ハ其他ノ場所ハ統
テ港ノ名ヲ以テ之ヲ包ムルニ可シ但シ特別ニ荷

記シルモノハ此限ニテス
一船舶ハ一日ニ一度ヨリ多ク通航スルトモ總
一 度分ヲ納税ス可シ一日トハ中夜ヨリ次
ノ中夜ニ至ル計英ナリ
一 維多利亞第廿五及廿六章ノ法令第六十
三章ノ第四十四款ニ據テ右名ノ者ヨリ燈稅
ヲ納ム可シ即チ船主若クハ船長或ハ入港
若クハ出港ノ都度該船ノ為メ他ノ稅ヲ納ム
ヘキ責任ヲ受ケタル受托人若クハ代辦人又
若シ右ノ者ヨリ其船舶ノ燈稅ヲ納メサル節
ハ此法令ニ據テ償ハシムル罰金ト同様ニ
方ヲ以テ之ヲ完納セシム可シ
一 沿海航行ノ節納稅港(未詳)ニ於テ徵收スル稅

額ハ維多利亞第廿七及廿八章ノ法令第
百〇四章ノ第四百〇一款ニ從ヒ物品抑留
處分ヲ以テ之ヲ完納セシム可シ

